

第24回盛岡市障がい者スポーツ大会実施要綱（令和8年度）

1 目的

障がい者がスポーツを楽しむことを通じて身体的、精神的な健康の増進を図るとともに、市民や障がい者間の交流を深めることにより相互理解の促進を図ることを目的とする。

2 名称

第24回 盛岡市障がい者スポーツ大会

3 主催

盛岡市障がい者スポーツ大会実行委員会

（盛岡市身体障害者協議会、盛岡市手をつなぐ育成会、盛岡市精神保健福祉連絡会、盛岡市社会福祉協議会、岩手県難病・疾病団体連絡協議会、盛岡市）

4 共催

岩手県障がい者フライングディスク協会・岩手県身障者アーチェリー協会・盛岡市アーチェリー協会・FTCふれあい卓球クラブ・盛岡市視覚障害者福祉協会・盛岡市水泳協会

5 協力

岩手県立南昌みらい高等学校・岩手県立盛岡商業高等学校・岩手県立盛岡第三高等学校・岩手県立盛岡第二高等学校・MCL盛岡公務員法律専門学校・大原学園・盛岡市立高等学校・盛岡中央高等学校（五十音順）

6 大会期日

令和8年10月3日（土） 午前9時～午後1時（小雨決行）

7 大会会場

(1) ふれあいランド岩手（市内三本柳）

○競技種目：ふれあいマラソン・フライングディスク・アーチェリー・卓球・サウンドテーブルテニス・水泳

○交流種目：ボッチャ・卓球バレー

(2) マッハランド（市内上堂）

○競技種目：ボウリング

8 大会参加資格

大会に参加できる選手は次の各号のいずれかに該当し、競技を行うのに十分な体力を備えた者とする。

(1) 身体障がい者

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受け、平成25年4月1日以前に生まれた者で、盛岡市に居住又は通勤若しくは通学等している者（施設入所者等で入所前の居住地が盛岡市である者を含む）。

- (2) 知的障がい者
平成25年4月1日以前に生まれた者で、盛岡市に居住又は通勤若しくは通学等している者（施設入所者等で入所前の居住地が盛岡市である者を含む）。
- (3) 精神障がい者
平成25年4月1日以前に生まれた者で、盛岡市に居住又は通勤若しくは通学等している者（施設入所者等で入所前の居住地が盛岡市である者を含む）。
- (4) 指定難病患者
平成25年4月1日以前に生まれた者で、盛岡市に居住又は通勤若しくは通学等している者（施設入所者等で入所前の居住地が盛岡市である者を含む）。
- (5) 前各号に掲げる者と同じの施設等の利用者で、実行委員会が参加を認めた者。
- (6) 上記以外の者で実行委員会が参加を認めた者。

9 実施種目等

実施種目は、【別紙1】のとおりとする。

参加者は、ふれあいマラソン、フライングディスク、アーチェリー、卓球、サウンドテーブルテニス、水泳及びボウリングのうち、1種目のみに出場することができる。

なお、卓球及びボウリングについては、参加申込者多数の場合、出場を制限することや閉会式の開始時刻を遅らせることがある。

交流種目は事前に申し込みを要するが、他会場への移動は安全面から認めないものとする。

10 競技の方法

競技規則は、全国障害者スポーツ大会競技規則に準ずるほか、必要な事項は別に定める。

11 荒天時における実施決定

実行委員会会長が、当日又は前日の気象状況により、現地において競技役員等と協議のうえ決定するものとする。

なお、アーチェリー、卓球、サウンドテーブルテニス、水泳、ボウリング、ボッチャ及び卓球バレーについては、予定どおり行うものとする。

12 その他

(1) 大会当日の疾病負傷

競技参加中に発病又は負傷した場合、主催者において応急手当を行うが、その後の医療措置及び経費の負担を行わないものとする。また、当日までに体調を十分整えて出場すること。

(2) 経費の負担

主催者において、大会参加者個人にかかる交通費等経費の負担は行わない。また、競技の参加費用は徴収しないが、ボウリング参加者の貸し靴代は参加者の負担とする。